

令和 7 年度第 1 回 旭川市奨学生等選考委員会 会議録（要旨）

- 開催日時
令和 7 年 7 月 1 5 日（火） 午後 6 時～午後 7 時
- 開催場所
旭川市総合庁舎 7 階 多目的室
- 出席委員（6 人）
荒木関委員、郡司委員、坂田委員、増子委員、八楯委員、渡辺委員
- 欠席委員（1 人）
増永委員
- 事務局（3 人）
子育て支援部 向井部長
子育て助成課 田上課長、佐藤補佐
- 傍聴者（0 人）

1 開会

2 子育て支援部長挨拶

3 委員紹介

委員改選後初めての会議であるため、各委員を紹介。

4 議事

（1）委員長、副委員長の選出

委員互選により、郡司委員を委員長に、坂田委員を副委員長に選出した。

（2）会議運営方法等について

会議は原則公開ではあるが、奨学生選考に関しては個人に関する情報を取り扱うため非公開。議事録は要約したもので、発言者の表記は委員を特定しない形とし、委員長の確認を受けて決定することとした。

（3）令和 7 年度育英事業概要及びスケジュールについて（報告）

事務局より「資料 1 育英事業概要（令和 7 年度）」、「資料 2 育英事業スケジュール」について説明。

(4) 令和7年度旭川市奨学金及び入学仕度金の選考基準について

事務局より「資料3 奨学金及び入学仕度金貸付対象者選考基準案(令和7年度)」について説明。

事務局案どおりで承認された。

(5) 令和7年度旭川市給付型奨学金の選考基準について

事務局より

「資料4 給付型奨学金(高等学校等)選考基準」について説明。

給付型奨学金(高等学校等)選考基準は、現行どおりで確認された。

「資料5 給付型奨学金(大学等)の選考方法について(変更案)」、

「資料6 給付型奨学金(大学等)第一基準選定結果」について説明。

(委員A)

給付型奨学金(大学等)の選考方法で、第1基準では以前は100番目までとしていたところを、予算額を超えているが100という基準は関係なくなったのか。

(事務局)

入学準備金として自宅外通学100名分を予算の範囲としているが、実際には支給額の少ない自宅通学のみの申請があり100名を超えて支給することが可能となるため、実態に合わせた表現に修正した。

事務局より

「資料7 令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について(文部科学省資料)」、

「資料5 給付型奨学金(大学等)の選考方法について(変更案)」、

「資料8 家庭状況(多子世帯)の人数判定について」について説明

(委員長)

実際に見直しの対象となる世帯が資料として分かる形で説明は可能か。

(事務局)

選考の際に家庭状況の判定結果も提示するので、該当者は次回会議で報告する。

(委員B)

例えば兄弟の年齢が4年とか5年離れていたら該当しないのか。

(事務局)

3人兄弟の場合、第1子は大学等の在籍中は支援対象となるが、第1子が税情報上の扶養から外れた後に第2子が大学等に入学するくらい年齢が離れていれば、第2子以降は国の支援対象とはならない。

(委員C)

例えば大学3年と4年のような年子の場合はどうなるか。

(事務局)

さらに下の兄弟がいて3人兄弟の場合、第1子が卒業後でも、税情報で扶養されている状態が続くまでは、第2子も国の支援対象となる。本市の給付型奨学金における家庭状況の判定は、兄弟は3人だが、国の支援対象となる人数分は減算となる。

(委員長)

いくつか質問を受けたが、家庭状況の考え方については異議もないため、事務局案のとおりでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

給付型奨学金（大学等）の選考基準について、事務局案どおりで承認された。

5 その他

特になし

6 閉会